

商標「紅プリンセス」の適正使用について

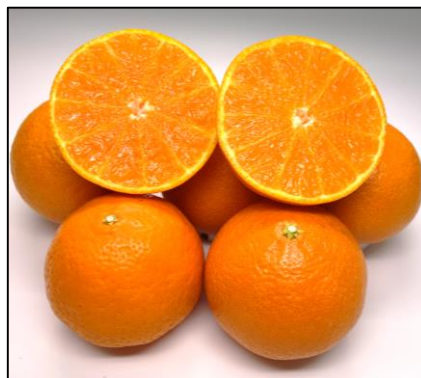


は愛媛県の登録商標です

◆品種名「愛媛果試第 48号」果実のうち、許諾を受けた生産者等が出荷する「品質・外観等の基準を満たした果実」のみが、商標使用を認められており、それ以外の果実は「紅プリンセス」の名称で販売することができません。

◆商標使用を認められていない果実を「紅プリンセス」の名称で販売することは、商標権の侵害です。侵害事例に対しては、口頭指示、文書警告、社名等の公表などの措置を順次講ずることとしており、本商標のブランドイメージや信用を失墜させる等の悪質な場合には、告訴等の法的手段をとり、損害賠償を請求することがあります。

◆愛媛県産果実を使用した加工果実、ゼリー、菓子、パン、飲料、酒類等についても、愛媛県が商標権を所有していますので、許諾を受けずに「紅プリンセス」の名称を使用することはできません。



◆「紅プリンセス」果実の品質等基準

項目	基準	備考
品種	愛媛果試第48号	
糖度	12度以上	非破壊内部品質測定装置（光センサー選果機等）で測定した果実に限る。
酸度	1.2%未満	
階級 (果実横径)	4 L 9.5cm 以上～10.2cm 未満 2 L 8.0cm 以上 ～8.8cm 未満 M 6.7cm 以上 ～7.3cm 未満	3 L 8.8cm 以上 ～9.5cm 未満 L 7.3cm 以上 ～8.0cm 未満
出荷容器	○容易に判別できる大きさで、本商標を1箇所以上表示	企画販売等で出荷容器の基準によりがたい場合は、別途協議
外観	○果皮は良好なもの ○日焼け、果皮色ムラ軽微なもの ○風傷、果皮障害などが軽微なもの ○へソ軽微なもの	○形状は良好なもの ○病虫害被害軽微なもの ○クラッキング軽微なもの
収穫開始	毎年協議	
販売開始	毎年協議	

許諾されていない果実は、商標「紅プリンセス」を使ってはいけません！！

許諾されていない果実を、以下の表記で販売すると、商標権の侵害となります。

【侵害名称例】

- ◆紅プリンセス
- ◆ベニプリンセス
- ◆べにぷりんせす
- ◆愛媛果試第48号（紅プリンセス）
- ◆独自名称※（紅プリンセス）
- ◆独自名称※（ベニプリンセス）

※独自名称：販売者が付けた独自の名称

また、愛媛県としては、許諾されていない果実を、以下の表記で販売することは、知的財産権法上問題があると考えていますので、登録商標保護の見地から、使用は控えてください。

【問題がある名称例】

- ◆独自名称※（紅プリンセスとして売られているものと同一）
- ◆独自名称※（紅プリンセスと同一品種）
- ◆独自名称※（紅プリンセス同品種個人出荷品）



イメージ

許諾されていない果実を、「紅プリンセス」として販売してはいけません！